

## 特別警報や「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」の発令のとき

### 1. まず、自宅待機です。

午前7時以降午前10時までの間において、特別警報や「豊中市」に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発令中の場合は、自宅待機し、解除になり次第登校して下さい。

① 午前10時までの間に解除した場合は、給食は提供されますので、登校後は通常授業になります。

② 警報解除後に登校する場合、安全に十分ご配慮下さい。

なお、その際、各ご家庭で状況を判断いただき、登校時刻を遅らせたり、場合によっては、登校を見合わせたりする等の処置を講じて下さい。

### 2. 臨時休業になる場合

午前10時以降においても、「豊中市」に特別警報や「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発令中である場合は臨時休業となります。

### 3. 児童の登校後に上記の警報のいずれかが発令のとき（学校連絡メールにて対応などの状況をお伝えします）

① 学校教育活動を停止せざるをえないと判断した場合は、児童の安全確保に努め、即刻下校させたり、学校に待機させるなど、適切な措置を講じます。気象情報にご注意いただき、下校させた時の対応について、十分ご配慮下さい。

② 「放課後こどもクラブ」（かしのき学級）については、「放課後こどもクラブ」より配付される「非常変災時における放課後こどもクラブの対応について」をご参照下さい。

